

議 会 運 営 委 員 会

令和6年5月24日（金）

午前9時～

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

〔委員〕 柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、
芦谷委員（代理：小川議員）

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕 牛尾議員

〔事務局〕 下間局長、松井次長、久保田書記

議 題

- 1 メールで提出された陳情の取扱いについて

資料1

メールで提出された陳情の取扱いについて

処理方法の案		会派名	会派意見
案1	対面提出と同様に扱う	創風会	広く陳情を受けることは必要であろうと思ひ賛成。しかし、受付に当たっては、本人確認は欠かせず「免許証、個人番号カード、健康保険証、学生証など」の提示を求めるべき。
案2	郵送提出と同様に扱う	超党みらい	提出形態が郵便と同等であるため。対面提出においても本人確認は行うべきである。陳情書には願意や理由、さらに資料等が整理されず紙面上に混在し願意や理由が判読しがたいものがあるので、書式指定を先行すべきである。他市の対応を踏まえつつメールでの受付は慎重に行うべきである。
		公明クラブ	現時点では、直接提出されたものについては、これまでと同様の対応が良いと考えるが、今後は、益々オンラインでの様々な取扱いが進むと考えられるので、市民・議会双方のメリット・デメリットについて慎重に検討することが必要と考える。
案3	対面提出を含め、全ての陳情を審査せず、全議員で共有する	山水海	陳情処理において、当会派は、2年前から案3と同様な対応を提案してきている。この度、この案が選択肢の一つとなり回答するものである。

メールで提出された陳情の取扱いについて

1 現在の処理方法を踏襲する場合

処理方法の案	具体的な手続	議会事務局からコメント（検討事項）
<p>案1 対面提出と同様に扱う</p>	<p>【提出】 ①提出期限は、定例会議初日の1週間前の議会運営委員会の1週間前の午後1時とする。 ②本人確認はしていない。 （対面で受け取るため、なりすまし等の可能性は低いと考える。） ③写しや審査結果をホームページに掲載する際に氏名等を公開することを承諾するかどうかが書面に記入してもらう。</p> <p>【審査】 ①正副議長と議会運営委員会の正副委員長が内容を確認し、付託先等取扱いの案を決定する。 ②付託された委員会で審査するが、取扱基準に該当する場合は全議員に写しを配付する。</p>	<p>メール提出を対面提出と同様に扱う場合、以下の課題をどうするか検討する必要があります。</p> <p>①受付日時は、議会がメールを受信した日時とすることで良いか。 ②署名又は記名押印をどうするか。スキャンでも可とするか。 （ルールを改正すれば押印なしで記名のみとすることも可能） ③本人確認は必要か。必要とする場合はどのように確認するか。 （本人確認書類も併せてメールしてもらう、事務局から電話する等） ④氏名等のホームページ公開の意思をどのように確認するか。 （承諾書類も併せてメールしてもらう、事務局から電話する等） ⑤郵送で提出された陳情の取扱いは現状どおりでよいか。 （現在は所管委員会に配付）</p>
<p>案2 郵送提出と同様に扱う</p>	<p>【提出】 ①本人確認はしていない。 ②審査をせず、写しや審査結果をホームページに掲載しないため、氏名等の公表の承諾を得る必要がない。</p> <p>【審査】 審査せず、直近の所管委員会に写しを配付（タブレット配信）する。</p>	<p>現行の取扱いを変更し、所管委員会だけでなく、全議員に配付することも可能です。 （提出期限に関係なく、その都度タブレットに配信することができます。）</p>

2 新たな処理方法に変更する場合

処理方法の案	具体的な手続	議会事務局からコメント（検討事項）
<p>案3 対面提出を含め、全ての陳情を審査せず、全議員で共有する</p>	<p>【提出】 ①届いた陳情（対面提出も含む）をその都度タブレットに配信することにより、迅速に全議員に提供することができる。 ②写しや審査結果をホームページに掲載しない場合は、本人確認は必ずしも必要ではない。また、氏名等の公表の承諾を得る必要はない。</p> <p>【審査】 全ての陳情を審査せず、全議員に写しを配付（タブレット配信）し、内容を共有する。</p>	<p>審査しない場合でも、陳情内容によっては、委員会の所管事務調査や一般質問で取り上げる等をした方が良いと思われるものもあると考えますが、そのように深掘りする場合の仕組みづくりは必要でしょうか。 （委員会開催の都度、議題に上げ、所管事務調査とするかどうかを協議する等）</p>